中央集権化政策

1869年　版籍奉還（王土王民思想に基づき版(土地)と籍(人民)を天皇に返上）

- 薩摩　建議＝大久保利通〔薩摩藩士〕・木戸孝允〔長州藩士〕
- 長州　薩長土肥の4藩主が奉還を申し出，諸藩主もこれにならう
- 土佐　→旧藩主は知藩事に任命され，徴税・軍事など藩政にあたる
- 肥前　＝旧大名の実質的温存(江戸時代と変わっていない)

★旧藩主の家禄（政府が支給する給与）は旧来の石高の10分の1
＝華族・士族などに対して俸禄の代わりに支給する給与

1869年　官制改革（太政官(行政)の上位に神祇官(祭祀)を設置）

1871年　廃藩置県（藩を廃止し，政府直轄領の県を設置）

①薩長土3藩から集めた(御)親兵（のち近衛兵）の武力を背景に断行
②知藩事を罷免して東京居住→代わりに府知事・県令を中央から派遣

成功の理由
①戊辰戦争の戦費などで諸藩の財政は窮乏していた
②諸藩の負債・藩士への家禄支給は政府が引き継ぐ
★3府302県(1871.7)→3府72県(1871.11)→3府43県(1888)

1871年　官制改革（神祇官を廃止し，三院(正院・左院・右院)を設置）

1872年　徴兵告諭（徴兵令の意図を説明）

→血税一揆（徴兵に反対して起きた農民一揆）
「西人コレヲ称シテ血税トイフ」を誤解する
治安維持のため，内務省(1873)を設置し警察を統轄
→管轄下に川路利良の建議で東京に警視庁(1874)を設置

1873年　徴兵令（満20歳以上の男子に3年間の兵役義務）

構想＝大村益次郎〔長州藩士〕のち，暗殺される
実現＝山県有朋〔長州藩士〕
理念＝国民皆兵(士族も平民も徴兵の対象)
★免役規定（官吏・官立学生・戸主・嗣子・代人料270円納入者）
役人　国立学生　親父　長男
実質徴兵率は10～20％→免役規定は1889年に全廃

［地租改正（財源の安定と近代的税制確立のため）］

1871年　田畑勝手作りの許可
1872年　田畑永代売買の解禁
1643年に徳川家光時に禁止された法令
→土地所有者に地券を交付（土地所有権が明確化される）
土地所有の証明書で1872年の地券を特に壬申地券という

1873年　地租改正条例（地租改正は1881年までにほぼ完了）

不安定な収穫高による土地耕作者の現物納を改めて（税率は不統一），
地価の3%の地租を土地(地券)所有者に金納させる（小作料は現物納）
豊凶にかかわらず安定した税収を確保できるようになり，
政府の財政基盤が確立→この資金を元に殖産興業を推進
★政府は従来の年貢による収入を減らさぬ方針で地租を決定
★所有権が不明な入会地（山野などの共同利用地）は官有地へ編入

1876年　地租改正反対一揆（茨城・三重・愛知・岐阜・堺で発生）
茨城大一揆(真壁騒動)・三重大一揆(伊勢暴動)
1877年　地租を2.5%に軽減　★「竹槍でドンと突き出す二分五厘」

地租改正の意義
＝封建的領有制が解体し，近代的な地主・自作農の土地所有権が確立

身分制度・経済政策

↱ 足軽などの下級武士は卒

1869年　四民平等（公家・大名→華族・武士→士族・農・工・商→平民）

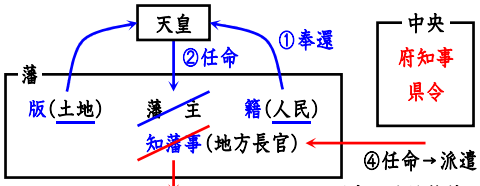

国内の政治的統一が完成
＝中央政府に権力が集中

1871年　身分解放令（えた・非人の称を廃止し，新平民とする）

1871年　戸籍法（戸籍作成を全国的に統一する）　but 差別は残る
→壬申戸籍(1872)（最初の全国的統一戸籍として作成）

1871年　新貨条例（伊藤博文の建議で統一的貨幣制度を確立）

①円・銭・厘の10進法
江戸時代は両・分・朱の4進法(1両＝4分＝16朱)
②金本位制（建前上）の採用(欧米諸国にならう)
アジア(銀本位)との貿易のため開港場に限り貿易銀（1円銀貨）の通用を認める
＝実質的には金銀複本位制

1872年　国立銀行条例（渋沢栄一の尽力）←伊藤博文の建議

①アメリカのナショナル＝バンクの制度を参考(民間の銀行)
②銀行に紙幣発行権を与えるが，紙幣の正貨兌換を義務づける
→1873年の第一国立銀行（頭取＝渋沢栄一）を含め4行が設立
★出資＝三井組・小野組（→小野組と島田組は1874年に破産）

民間の国立銀行の設立を許可するが，発行する紙幣は
正貨(金貨)と交換できる兌換紙幣でなければならない
but 紙幣を正貨と交換する人が続出し，国立銀行の経営が悪化

［士族の特権廃止］

1873年　秩禄奉還の法(あまり効果はあがらず)
希望者に秩禄公債と現金で数年分を一括支給
★廃藩置県後も政府が華族・士族に支給していた
秩禄（家禄・賞典禄）が政府歳出の30%を占める
給料　明治維新の功労者のみ

1876年　秩禄処分（金禄公債証書発行条例）
華族・士族への秩禄の支給を廃止し，秩禄受給者に
もとの禄高に応じて支給額の5～14年分を公債で支給
→公債は5年間の据え置きで年利5～7%を支給する
①5年間換金できず，その間は金利5～7%を受け取る
②士族は生活苦のために，商人に金禄公債証書を売却
→それを元手に商売を始めるが失敗＝「士族の商法」
③没落士族の授産事業＝屯田兵制度(北海道の開拓)

1876年　廃刀令（軍人・警官以外の帯刀を禁止）

1876年　国立銀行条例改正（紙幣と正貨兌換義務を削除）
→153行の国立銀行設立(1879)＝国立銀行が不換紙幣を発行
★金禄公債証書を銀行設立の資本金とする特例を認める
ex.(第)十五(国立)銀行(金禄公債を資本金に華族が設立)

［B］明治初期の国際関係　　西暦Ｘ年＝明治Ｙ年＋1867 年／大正Ｙ年＋1911 年／昭和Ｙ年＋1925 年

日清・日朝関係

＜日清朝三国提携論＞

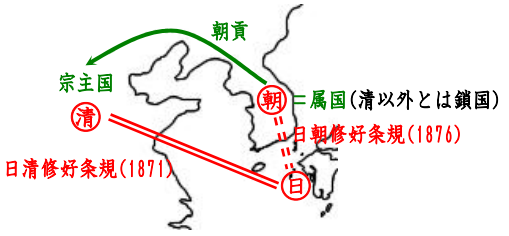

1871 年　日清修好条規（全権＝伊達宗城〔宇和島藩主〕・李鴻章）
（対等条約）　①協定関税制の相互承認・②領事裁判権の相互承認・③最恵国待遇条款はなし

1871 年　岩倉使節団派遣（目的＝条約改正の予備交渉と欧米の制度・文物の視察）
大使＝岩倉具視〔右大臣〕
副使＝大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・山口尚芳
随行＝久米邦武『米欧回覧実記』（随行記）
留学生＝津田梅子（女子英学塾を創設）・山川捨松（大山巌の妻）
のちの津田塾大　〔初代陸相〕

問題①＝朝鮮の鎖国政策
問題②＝士族の不満
ex. 四民平等・廃藩置県
→士族の不満解消策→征韓論（朝鮮が開国を拒否した場合は武力行使）
＝朝鮮と戦争を起こして開国
→西郷隆盛の朝鮮への使節派遣を決定

［留守政府（1871～73）］
西郷隆盛（薩摩）・板垣退助（土佐）

1873 年　岩倉使節団帰国→内治優先論（国内の整備を優先して征韓論に反対）

1873 年　明治六年の政変（征韓論を却下された征韓派が一斉に下野）
西郷隆盛・板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣らが参議を辞任

①武力で政府に抵抗＝不平士族の反乱（P 62 へ）
②言論で政府に抵抗＝自由民権運動（P 62 へ）

1874 年　征台の役（台湾出兵）（指揮＝西郷従道）
→これに反対した木戸孝允が参議を辞任（政府を下野）

1874 年　日清互換条款（ウェード〔駐清英公使〕の調停で清国が賠償金を払い解決）
全権＝大久保利通・清国は琉球を事実上日本領と認めたことになる

1875 年　江華島事件（日本軍艦雲揚が挑発行為を行い，砲撃を受けたため占領）
全面戦争ではなく小規模戦争を起こして士族の不満解消・朝鮮を開国させよう

1876 年　日朝修好条規（朝鮮との日本有利な不平等条約）
全権＝黒田清隆・~~井上馨~~
①朝鮮を「自主の国」として清国との宗属関係を否定
②釜山・仁川・元山の開港
③日本の領事裁判権・関税免除の承認

周辺地域

1869 年　蝦夷地を北海道と改称
→開拓使（北海道の開発・行政機関）設置

［北海道開拓事業］
1872 年～開拓 10 年計画
ケプロン（米人）によるアメリカ式大農業法の導入
札幌農学校（高等農業教育機関→のちの北大）
建　議＝ケプロン／初代教頭＝クラーク（米人）
卒業生＝内村鑑三（『万朝報』記者・無教会主義）
新渡戸稲造（『武士道』・国連事務局次長）
★札幌バンド（キリスト教信徒集団）
1874 年　屯田兵制度（建議＝黒田清隆〔開拓次官〕）
士族授産の一環で，北海道開拓と北方警備にあたる
to ロシア

北海道の開拓が忙しいので樺太の開拓は無理

［琉球帰属問題（琉球は薩摩藩・清の日中両属体制）］
1871 年　琉球漂流民殺害事件
琉球の漂流民が台湾で現地住民に殺害される
→清国は台湾を「化外の地」として責任を負わず
1872 年　琉球藩の設置（琉球王国を廃止して設置）
藩王＝尚泰（華族に列せられる）
（1879 年　琉球処分（琉球藩を廃止して沖縄県を設置））
軍隊・警察を派遣し廃藩置県を断行→清国が抗議
（1879 年　グラント〔前米大統領〕の先島分島案）
清国に宮古島・八重山諸島を譲る案→清国が拒否
日清戦争後の 1895 年に正式に日本領となる

［国境画定］
（1855 年　日露和親条約（全権＝川路聖謨）
国境は択捉島・得撫島の間（樺太は両国雑居）
1875 年　樺太・千島交換条約（全権＝榎本武揚）
国境は樺太全島（ロシア領）・千島全島（日本領）
1876 年　小笠原諸島領有宣言（米・英に領有を宣言）
内務省の管轄下→のち，東京府の管轄下（1880）

［ＮＯＴＥ］

幕府
㊀＝現物納（米納）・税率は不統一
→収穫高（豊作・凶作）に応じ
税収が増減するため不安定
↓
土地耕作者（~~本百姓~~）
①納税法を金納にさせる
→小作人に転落 or 都市に流入
②土地（地券）所有者に課税する
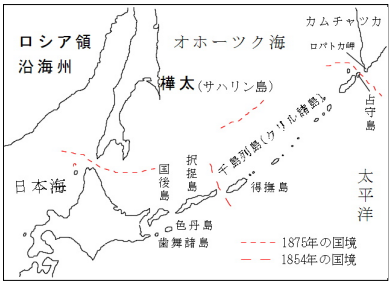
政府
従来の年貢平均収入から
土地の価値（地価）を決定
→証明書として地券を交付
土地（地券）所有者
地価＝100 円
地価の 3%を
金納させる
＝近代的税制度
㊀＝現物納（米納）
小作人